

信州の環境にやさしい農産物 認証制度

【令和6年産農産物 申請の手引き】



令和5年12月

長野県農政部

< 目 次 >

| | |
|------------------------------|----|
| 信州の環境にやさしい農産物認証制度 | 1 |
| 別表1 カウントから除く肥料及び土壌改良材 | 8 |
| 別表2 カウントから除く農薬 | 10 |
| 別添1 認証票の様式 | 12 |
| 申請書の記入例 | 13 |
| 信州の環境にやさしい農産物認証申請後の流れ | 21 |
| 信州の環境にやさしい農産物認証審査手数料一覧 | 22 |
| 【参考 認定者が印刷業者等へのラベル作成を依頼する場合】 | 23 |

長野県「環境にやさしい農業」関係ホームページ（サイト）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo-top.html>

○有機質資材適正施用ガイドラインについて

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/guideline.html>

○長野県 IPM 実践指標について

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>

○長野県の地域慣行基準（肥料・農薬）※令和5年度一部改正しました

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/documents/kankoukijun.pdf>

《地域慣行基準の主な改正内容》

- 1 こまつなの地域慣行基準の策定
- 2 ケールの地域慣行基準の策定
- 3 飼料用ソルガムの特記事項にきのご培地として使用する場合の留意事項を追記

信州の環境にやさしい農産物認証制度

1 目的

消費者の「食の安全」や「環境」に対する関心の高まりに対し、長野県の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物を認証することにより、県産農産物に対する消費者の信頼の確保、流通の円滑化及びブランド化を図るとともに、生産者の環境に対する意識の啓発を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた環境と調和のとれた農業を推進することを目的とします。

2 定義

(1) 「信州の環境にやさしい農産物」とは（要綱第2条）

土壌診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料（別表1に定める肥料及び土壌改良資材を除く。）を「地域慣行施肥量」の50%以上削減し、化学合成農薬（別表2に定める農薬を除く。）を「地区農薬使用回数」の原則50%以上削減した方法で生産された農産物をいう。

<要領>

要綱第2条の定めのうち「地区農薬使用回数」の50%以上に満たない削減率で生産された農産物において、次に定めるすべての要件を満たすものについては、認証対象とする。

- ①果実のうち7品目（りんご、もも、なし、ぶどう、おうとう、すもも（プルーンを含む）、あんず）
- ②化学合成農薬を30%以上削減した方法で生産された農産物
- ③当年産農産物の栽培に当たり一定以上IPM技術を導入して栽培されたもの

☆「地域慣行施肥量」及び「農薬使用回数」は、「長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）」の基準を用います。

★平成30年産の農産物認証制度から「いちご」の養液栽培が対象となっています。

- ・養液栽培の場合は、「土壌診断」の代わりに「原水診断」が必要です。
- ・養液に用いた廃液や廃培地を適正に処理する旨の記載が必要です。

☆平成29年産の農産物認証制度から以下のとおり改正されています。

～信州の環境にやさしい農産物認証制度 認証区分改正の概要～

平成29年産からの認証基準

○認証区分「50-50」

「化学肥料及び化学合成農薬を50%以上削減して生産した農産物」

○認証区分「50-30」

以下の果実のうちで、化学肥料を50%以上削減し、一定以上^{*1}のIPM技術を導入した上で、化学合成農薬を30%以上削減して生産された農産物
対象果実：りんご、もも、なし、ぶどう、おうとう、すもも（プルーンを含む）、あんず

※1 一定以上のIPM技術の導入の判定は、「長野県IPM実践指標」の実践方法（以下URLに記載）のIPM指数を活用し、IPM実践レベルを評価し、レベル「B」以上（指数60以上）の取組であること
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>

・申請及び現地確認調査時に、生産者ごとに長野県IPM実践指標「記入表」を提出：当年取組（計画・実績）を記載

(2) 「認証」とは

「信州の環境にやさしい農産物認証基準」(以下「認証基準」という。)に適合した農産物を、知事が認証することをいいます。

3 認証基準について

(1) 対象とする作目・品目等

| 作 目 | 品 目 |
|-------|--|
| 穀 類 | 米、麦類 |
| 豆 類 | 大豆 |
| 雑 穀 類 | そば |
| 果 実 | りんご、ぶどう、なし、もも(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、キウイフルーツ |
| 野 菜 | はくさい、キャベツ、ほうれんそう、根深(軟白)ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいこん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご(養液栽培を含む)、チンゲンサイ、みずな、みぶな、葉ねぎ、カリフラワー、ズッキーニ、エダマメ、にんじん、にんにく、カラーピーマン、施設メロン(夏どり作型)、こまつな、ケール |
| 特用作物 | 茶、こんにゃく |

(2) 認証区分

① 50-50

化学肥料(別表1に定める肥料及び土壌改良資材を除く。)及び化学合成農薬(別表2に定める農薬を除く。)について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の50%以上を削減した方法で生産された農産物

② 50-30

化学肥料(要綱第2条の別表1の肥料を除く。)及び化学合成農薬(要綱第2条別表2の農薬を除く。)について、「地域慣行施肥量」の50%以上の削減及び「地区農薬使用回数」の30%以上を削減した方法で生産された農産物で、実施要領第2条に該当する場合

(3) 生産管理等の基準

生産ほ場は、他のほ場と明確に区別されていること。

<土づくり・土壌肥料関係>

① 土壌診断は、1生産者あたり1カ所以上のほ場について、3年に1回以上実施すること。

養液栽培にあつては、原水診断を行うこと。

② 土壌診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行うこと。

ア 「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施。

イ 「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

ウ 「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壌管理技術を適切に実施。

エ 「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に図る。

オ 養液栽培にあつては、原水診断に基づいた施肥設計を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の適正な処分を行う。

③ 未熟な堆肥が施用されていないこと。

④ 有機質資材の投入にあつては環境に配慮するものとし、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずること。

⑤ 施肥について、指針等に基づき、科学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されていること。

⑥ 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。

⑦ 指針等に基づき、科学的・合理的に農薬の使用回数が低減されていること。

<病害虫雑草防除・IPM技術導入関係>

① 指針等に基づき、科学的・合理的に農薬の使用回数が低減されていること。

② 長野県 IPM 実践指標等を参考に総合的病害虫・雑草管理(IPM)に取り組んでいること。

(4) その他

① 流通・販売計画について、生産計画と比較して整合がとれていること。

② 認証票の利用計画について、生産計画と比較して整合がとれていること。

4 認証申請

(1) 申請できる方

原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者。但し、申請者の住所が県外であっても、生産工程管理者（13の項参照）が長野県内に住所を有している場合は申請できます。なお、法人又は団体の要件については、次のとおりとします。

- ① 農地所有適格法人
- ② 農地法第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき農地を借入れている農地所有適格法人以外の法人
- ③ 農業協同組合
- ④ 小中学校、農業高校、農業関係専修学校及び福祉施設等
- ⑤ 次の全ての条件を満たす営農集団
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 組織及び運営についての規約の定めがあること
 - ウ 集団を構成する農業者が3戸以上であること

(2) 申請の単位

申請は、3(1)の「対象とする作目・品目等」の品目単位で行うものとします。

(3) 申請ほ場のまとめ

原則として各地域振興局の範囲とします。

(4) 申請手順等

信州の環境にやさしい農産物の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、信州の環境にやさしい農産物認証申請書（以下「申請書」という。）に信州の環境にやさしい農産物生産計画書（以下「生産計画書」という。）を添えて知事に申請する必要があります。

申請手順は、次のとおりです。

ア 申請書様式

申請書（別記第1号様式）及び生産計画書（別記第1号様式の2）

〈入手先〉最寄りの農業農村支援センター農業農村振興課 又は 長野県ホームページの「信州の環境にやさしい農産物認証制度」コーナー
(アドレス <https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>)

イ 提出先 ほ場が所在する地域の農業農村支援センター農業農村振興課

ウ 提出部数 1部（紙もしくはPDFファイルによるものとする）

エ 申請書受付期間 **令和6年1月5日（金）から 令和6年1月26日（金）まで**

オ 留意事項

(7) 申請の際は、審査機関が定める審査手数料（P22参照）を事前に振り込み、振り込み証明等の写しを申請書に添付して下さい。（審査料は、認証の適否にかかわらず返却いたしません。また、振り込み手数料は、申請者の負担となります。）

(4) 平成30年度の地域慣行基準改正に伴い、平成31年産の申請から、生産計画書（別記第1号様式の2）2 生産計画の内容の(5)農薬の使用概要（りんごの場合）様式を追加しました。

りんごで申請予定の方は、ご留意いただき、農薬の使用計画等については農業農村支援センター技術経営普及課にご相談ください。

◆ **申請に当たっては、農業農村支援センターに御相談ください。**

5 認証

認証申請書の内容が認証基準を満たすと認められたときは、信州の環境にやさしい農産物（以下「認証農産物」という。）として認証するとともに、次に挙げる事項について条件を付して認証票の使用を許可します。

（１）認証期間及び認証票の使用許可期間

認証された日から原則翌年２月末日までの１年間とします。なお、２月末日以降まで出荷・販売を予定している場合は、販売予定期間の終了までとします。

（２）認証農産物の販売又は出荷の数量

申請した数量の範囲以内で出荷、販売となります。

（３）認証票の表示方法

申請した表示方法で表示を行っていただきます。

6 認証の公表

認証農産物の内容（認証農産物の生産者名及び生産団体名、品目名、認証区分、認証番号等）については、県ホームページ（「信州の環境にやさしい農産物認証制度」コーナー）において公表します。

7 認証番号及び認証票の様式

（１）記号-認証番号

50 - ○○ - ○○○○○
（肥料）（農薬） 番号

継続して認証された場合で、申請者（集団）、品目、認証区分が同一の場合は、同一認証番号とします。

（２）認証票の様式 別添１のとおり

8 認証の表示

（１）認証票の表示方法

認証票は、認証を受けた農産物へ貼付するか、容器包装類への貼付又は印刷によるものとします。

（２）次のいずれかの場合は、認証票を使用できるものとします。

①認証制度を消費者に周知するための表示であって次の場合

ア 予約をとる場合等のチラシ広告

イ 直売等で専用売場を設けて販売する場合の看板広告、ポスター、ポップ等

ウ 認証農産物の生産者及び団体（以下「認証農産物生産者」という。）のホームページ

*上記には、認証農産物を販売委託されている直売所等を含む（小分け等行わない場合に限る）

②その他、知事が特別に認めた場合

- ◆ **流通業者や販売業者等が、小分け販売等を行うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、知事に申請が必要となります。**
農業農村支援センター農業農村振興課にご相談ください。

9 審査

審査は、一般財団法人長野県農林研究財団が行います。

（１）書類審査

認証基準に従い、審査員が生産計画書の内容を審査します。

区分「50-30」の場合は、当年のIPM実践指標記入表（p20参照）で取組計画を確認します。

(2) 確認調査

生産計画書に沿って生産されているか、確認します。

・新たに申請した場合

・前年度から継続した申請で、生産計画のうち構成員、ほ場、品目、区分、化学肥料、化学合成農薬のいずれかを変更または追加した場合

審査員が現地を訪問して確認します。(現地確認)

・前年度から継続して申請しており、生産計画のうち構成員、ほ場、品目、区分、化学肥料、化学合成農薬が前年と同一である場合

審査員が資料により確認します。

① 時期

収穫前(できるだけ直前)に実施します。

現地確認の場合は、農業農村支援センターが日程調整を行い、調査当日に同行します。

② 調査事項

確認調査は、審査機関が次の事項について行います。現地確認の場合は、認証農産物生産者(生産工程管理者(13の項参照))の立会いの下で実施します。

ア 生産ほ場及び栽培管理状況

イ 土壌改良資材、肥料及び農薬等使用状況の認証基準、生産計画書及び信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届11の項参照)との適合状況

※土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を確認の上、実施します。

ウ 区分「50-30」の場合は、当年のIPM取組状況(実践レベル)を記入表で確認します。

エ その他必要と認める事項

③ 調査ほ場

現地確認では、認証農産物生産者のほ場から、審査機関が無作為に抽出するものとします。

④ 準備等

認証農産物生産者(生産工程管理者(13の項参照))は、全生産者の土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を準備し、収穫の7日前までに農業農村支援センターを経由して審査員へ提出してください。なお、現地確認の場合には当日提出することができます。

現地確認を行わない場合は、必要に応じて審査機関から生産ほ場の写真や栽培記録、地図等の提出が求められることがあります。その際は、農業農村支援センターを経由して審査員に提出してください。

※区分「50-30」については、生産者ごとに当年のIPM実践指標記入表の提出が必要です。

◆ 確認調査について不明な点がある場合は、農業農村支援センターにご相談ください。

【注意事項】

※土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料の提出がない場合は、これらの使用状況を確認できないため、確認調査を中止します。

※確認調査の結果、「認証農産物」に適合しないと認められた場合は、認証を取り消します。

10 認証の取り消し等

次のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取消し、認証票使用の禁止又は改善のために必要な指導を行いますので御留意ください。

(1) 「認証農産物」の生産が中止された場合

(2) 認証農産物生産者から認証取消しの届出があった場合

- (3) 認証票が不正に使用された場合
- (4) 確認調査の結果、「認証農産物」に適合しないと認められた場合
- (5) 確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合
- (6) その他知事が特に認証取消しが適当と認めた場合

なお、上記(3)(5)の規定に違反すると認められた場合、当該認証農産物生産者の氏名等を公表することができるものとします。

11 計画の変更

認証された生産計画書の内容に変更が生じた場合は、その内容を信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届(別記様式第9号)により、農業農村支援センターを経由して、知事に届出てください。

但し、以下の場合は、届出の必要はありませんが、確認調査の際に、審査員にその旨報告してください。

- (1) 化学肥料を施用しない場合又はその施用量を減少する場合
- (2) 化学合成農薬を使用しない場合又はその使用回数を減少する場合

- ◆ **認証を受けた面積が増減したり、生産者の人数が変更したり、生産計画書に記載していない土壌改良資材、肥料、農薬等を使用する場合は、信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届(別記様式第9号)の提出が必要です。
農業農村支援センターにご相談ください。**

12 認証を受けた者の遵守事項

- (1) 認証農産物生産者は、「認証農産物」の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理に努めるとともに、次の事項を遵守してください。

- ① 生産、販売、出荷、品質管理、土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管等の事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
- ② 認証票は適正な使用及び管理を行うこと。
- ③ 確認調査の実施に際して、協力すること。
- ④ 慣行栽培ほ場と区別するため、審査機関が送付する「認証ほ場看板」を代表するほ場に設置するとともに、その他のほ場には写し(拡大・縮小可)を設置するよう努めること。
- ⑤ 認証農産物の生産を中止した場合は、認証票の使用を中止するとともに、信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書(別記様式第10号)により、速やかに農業農村支援センターを経由して知事に届け出ること。
- ⑥ 認証期間終了後30日以内に、信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書(別記第11号様式)を、農業農村支援センターを経由して知事に報告するものとする。
- ⑦ 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の理解と信頼の向上に努めること。

- (2) 「認証農産物」の流通・販売過程において、消費者等との間で認証に係る問題が発生した場合及び認証の取消し、認証票の使用の一時中止又は改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証を受けた者がその責を負うものとします。

- ◆ **認証農産物の生産を中止した場合は、認証票の使用を中止するとともに、信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書(別記様式第10号)の提出が必要です。
農業農村支援センター農業農村振興課にご相談ください。**

- ◆ **認証農産物生産者は認証期間終了後30日以内に、信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書(別記第11号様式)の提出が必要です。
認証農産物生産者で、認証農産物の販売が終了されている方は、信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出してください。
なお、認証期間が終了していない(認証農産物の販売が終了されていない)方は、**

販売終了後 30 日以内に農業農村支援センター農業農村振興課へ提出してください。

13 生産工程管理者の設置

認証申請者は、生産工程管理者を設置する必要があります。(個人の場合は申請者と同一で可。)

生産工程管理者の役割は、次のとおりです。

- (1) 生産ほ場の状況の把握と適切な指導
- (2) 現地確認への立ち会い
- (3) 組織内の生産者から提出される書類の内容確認及び取りまとめ
- (4) 肥料、農薬、環境にやさしい農業等に関する研修会への参加等による技術習得

※現地確認は、生産工程管理者の立ち会いがない場合は中止します。

なお、やむを得ない事情により生産工程管理者の立ち会いができない場合は、生産ほ場の状況を把握している者を代理に立てることにより、現地確認の実施を認めます。

14 その他

- (1) 「認証農産物」を生産、流通及び販売する者は、認証票と誤認される恐れのある表示を行ってはいけません。
- (2) 流通業者又は販売業者等が、認証農産物を取り扱うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、次の事項にご留意ください。
 - ① 流通業者又は販売業者等が、認証農産物を取り扱うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、信州の環境にやさしい農産物認証票使用許可申請書(別記第 12 号様式)により知事に申請しなければならない。
 - ② 知事は、申請内容が適正であると認める場合は、使用を認めるものとする。
 - ③ 知事は、前項の規定により許可した業者名、店舗名、入荷先、販売予定期間などについて公表できるものとする。
 - ④ 許可を受けた者は、使用終了後、信州の環境にやさしい農産物認証票使用実績報告書(別記第 14 号様式)を、知事に提出しなければならない。
 - ⑤ 知事は、必要と認めるときは認証票の使用状況を確認することができるものとする。
- (3) 以下の事項に該当する認証農産物生産者からの認証申請は受理できなくなりますのでご注意ください。
 - ① 認証票の不正使用や現地確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められたことにより、認証登録を取り消された者及び団体(認証農産物生産者)。
 - ② 認証農産物生産・販売実績報告書(別記第 11 号様式)の提出のない認証農産物生産者。
 - ③ 土壌診断結果に基づく施肥の実施等技術的な改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。
 - ④ 要綱・実施要領に規定される事務手続き等について改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。
- (4) 信州の環境にやさしい農産物認証制度は長野県の認証制度であり、認証区分「50-50」で認証された場合であっても、農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成 19 年 3 月 23 日付け 18 消安第 14413 号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)に示されている「特別栽培農産物」とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。

別表 1 (信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 2 条関係)

| 肥料及び土壌改良資材 | 基 準 |
|---------------------------------|--|
| 植物及びその残さ由来の資材 | |
| 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 | 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。 |
| 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 | 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 発酵した食品廃棄物由来の資材 | 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 |
| パークたい肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| グアノ | |
| 乾燥藻及びその粉末 | |
| 草木灰 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 炭酸カルシウム | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。 |
| 塩化加里 | 天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。 |
| 硫酸加里 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 硫酸加里苦土 | 天然鉍石を水洗精製したものであること。 |
| 天然りん鉍石 | カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 硫酸苦土 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 水酸化苦土 | 天然鉍石を粉碎したものであること。 |
| 石こう（硫酸カルシウム） | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 硫黄 | |
| 生石灰（苦土生石灰を含む。） | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 消石灰 | 上記生石灰に由来するものであること。 |
| 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） | 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。 |
| 岩石を粉碎したもの | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。 |
| 木炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 泥炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。 |

| | |
|----------------|--|
| ベントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| パーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ゼオライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| パーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| けいそう土焼成粒 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 塩基性スラグ | |
| 鉱さいけい酸質肥料 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| よう成りん肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 塩化ナトリウム | 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 |
| リン酸アルミニウムカルシウム | カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 塩化カルシウム | |
| 食酢 | |
| 乳酸 | 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限り使用すること。 |
| 製糖産業の副産物 | |
| 肥料の造粒材及び固結防止材 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。 |
| その他の肥料及び土壌改良資材 | 植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む）及び植物の栄養に供することを目的として。植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。 |

別表2（要綱第2条関係）

| 農 薬 | 基 準 |
|--|--|
| <p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤</p> | <p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p> <p>重曹：特定農薬に該当するものに限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。 土着天敵：特定農薬に該当するものに限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p> <p>保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 特定農薬に該当するものに限ること。</p> |
| <p>エチレン 電解次亜塩素酸水</p> | <p>特定農薬に該当するものに限ること。 特定農薬に該当するものに限ること。</p> |
| <p>ポリオキシシン（微生物由来天然物質資材） カスガマイシン（微生物由来天然物質資材） バリダマイシン（微生物由来天然物質資材）</p> | |

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。

〈参考〉 信州の環境にやさしい農産物認証別表 2 に掲げる農薬の主な商品名

| 農薬 | 主な商品名 |
|------------------------------------|---|
| 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 | 除虫菊乳剤 3、パイベニカスプレー |
| なたね油乳剤 | ハツパ乳剤 |
| マシン油エアゾル | カダンK |
| マシン油乳剤 | スプレーオイル、機械油乳剤 9 5 等、ラビサンスプレー |
| デンプン水和剤 | 粘着くん水和剤（注：粘着くん液剤は含まない） |
| 脂肪酸グリセリド乳剤 | サンクリスタル乳剤、アーリーセーフ |
| メタルデヒド粒剤 | ナメキール等 |
| 硫黄くん煙剤 | サルファグレン、硫黄粒剤 |
| 硫黄粉剤 | 硫黄粉剤 5 0、硫黄粉剤 8 0 |
| 硫黄・銅水和剤 | 園芸ボルドー |
| 水和硫黄剤 | サルファーゾル、イオウフロアブル、コロナフロアブル |
| 石灰硫黄合剤 | 石灰硫黄合剤 |
| シイタケ菌糸体抽出物液剤 | レンテミン液剤 |
| 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 | ハーモメイト水溶剤、ジーファイン水和剤 |
| 銅水和剤 | Z ボルドー、クプラビットホルテ、ドイツボルドーA、 ベニドー水和剤、ボルドー、コサイドボルドー、コサイド DF、ICボルドー（4 1 2・6 6 D・4 8 Q）等 |
| 銅粉剤 | 撒粉ボルドー粉剤DL、Zボルドー粉剤DL |
| 硫酸銅 | |
| 生石灰 | |
| 天敵等生物農薬 | 各種 |
| 性フェロモン剤 | 各種 |
| クロレラ抽出物液剤 | グリーンエージ、スペースエージ |
| 混合生薬抽出物液剤 | アルムグリーン |
| ワックス水和剤 | グリーンナー |
| 二酸化炭素くん蒸剤 | |
| ケイソウ土粉剤 | コクゾール |
| 食酢 | |
| 燐酸第二鉄粒剤 | スラゴ |
| 炭酸水素カリウム水溶剤 | カリグリーン |
| 炭酸カルシウム水和剤 | クレフノン、アプロン |
| ミルベメクチン乳剤 | ミルベノック乳剤、コロマイト乳剤 |
| ミルベメクチン水和剤 | コロマイト水和剤 |
| スピノサド水和剤 | スピノエースフロアブル、スピノエース顆粒水和剤、 |
| スピノサド粒剤 | スピノエース箱粒剤 |
| 還元澱粉糖化物液剤 | あめんこ 100、ベニカマイルドスプレー、キモンブロッ ク液剤 |
| エチレン | |
| 電解次亜塩素酸水 | |
| ポリオキシシン（微生物由来天然物質資材） | ポリオキシシンAL水和剤、ポリオキシシンAL乳剤、ポリオ キシシンAL水溶剤、フランカットスプレー、ジオゼット水 和剤 |
| カスガマイシン（微生物由来天然物質資材） | カスミン液剤、カスミン粉剤DL、カスミン粒剤 |
| バリダマイシン（微生物由来天然物質資材） | バリダシン液剤5、バリダシン粉剤DL |

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。

別添 1 信州の環境にやさしい農産物認証票（要領別記第 4 号様式より）

< 認証区分 50-50 の場合 >



50

長野県認証 No. 50-00000

化学肥料の使用量、農薬の使用回数を
50%以上削減して栽培しました。

認証マークは、カラー印刷の場合、色の変更は認めません。必ず、指定の色にしてください。
なお、白黒印刷は可能です。

認証マークの近傍へ必ず表示してください。
なお、色の指定はありませんが、出来るだけ見やすい色としてください。

< 認証区分 50-30 の場合 >



30

長野県認証 No. 30-00000

化学肥料の使用量を50%以上削減し、
農薬の使用回数を30%以上削減して栽培しました。

注 1 : 認証マークはカラー印刷の場合、色の変更を認めない

○特色の場合

濃い緑 : DIC250 薄い緑 : DIC60

○CMYK4 色印刷の場合

濃い緑 : C100 M30 Y80 K0 薄い緑 : C35 M0 Y80 K0

2 : 認証番号は必ず記載する

【申請書の記入例】

※上田市の農業者「個人」が、「新規」に、「りんご」で認証区分「50-30」に申し込む場合。

別記第1号様式

昨年から継続して申請する場合で、農業や肥料の施用計画に変更がある場合は「変更」に、変更がなければ「継続」に○してください。

| | |
|-------------------|---------|
| 個人 ・ 集団 (生産者数) | |
| 新規 ・ 変更 ・ 継続 | |
| 認証番号 | 50-※30- |
| 品目 | りんご |

集団の場合は、人数を記入して下さい。

※ 変更、継続申請の場合は、前年の認証番号を記載
(変更、継続とは、品目・区分が同じ場合に限る)

信州の環境にやさしい農産物認証申請書

令和 6 年 1 月 1 6 日

長野県知事 阿部 守一様

(申請者)

住 所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

上田市大字〇〇123番地

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

上田 一郎

押印欄が無くなりました。
押印は不要です。

HPへの掲載を希望する場合は
(※) 印の欄に記入の上、HP掲載希望「有」に○をつけて下さい。

(※) 電話番号：0268-〇〇-〇〇〇〇

(HP掲載希望 有 ・ 無)

(※) FAX番号：同 上

(HP掲載希望 有 ・ 無)

(※) e-mail アドレス：abc-abc@〇〇.jp

(HP掲載希望 有 ・ 無)

(※) ホームページURL：http://www.〇〇.△△.jp/

(HP掲載希望 有 ・ 無)

(※は、任意。必ず掲載希望有・無に○をつけてください。
URL が記載されており、希望の有無が記入されていない場合は希望有としますのでご注意ください。)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(添付書類)

- 1 信州の環境にやさしい農産物生産計画書 (別記第1号様式の2)
- 2 審査手数料の振り込み証明の写し

(個人情報について)

本申請書及び添付資料の個人情報は、「信州の環境にやさしい農産物認証」のための審査等にも使用します。なお、認証された場合は、氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)・品目・認証区分についてはHP上で公表します。また、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス及びホームページURLについては、申請者の希望に基づきHP上で公表します。

審査機関が定める審査手数料を事前に振り込み、審査手数料の振り込み証明の写しを添付して下さい。

信州の環境にやさしい農産物生産計画書

1 (申請者)

住 所：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 上田市大字〇〇123番地
 氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)
 : 上田 一郎
 電話番号：0268-〇〇-〇〇〇〇

2 生産計画の内容

(1) 生産農産物

| | | |
|------------------------------|---------------------------------------|---|
| 認証を受けようとする品目 | りんご | 実施要領の認証基準の「対象とする作目・品目等」に記載されている品目から記入して下さい。 |
| 作 型 名 | | りんごの場合は記載の必要はありません。きゅうりなど作型がある場合は、「半促成加温・無加温」、「ハウス雨よけ」、「露地」などを記入してください。 |
| 認証を受けようとする区分 | 50-30 | 「50-30」または「50-50」どちらの区分か記入して下さい。 |
| 栽 培 期 間 | 令和5年12月～令和6年11月 | 永年作の場合は、前作の収穫後から今申請の栽培の収穫期までを記入して下さい。 |
| 収 穫 期 間 | 令和6年9月1日頃 ～ 令和6年11月30日頃 (収穫日数 日) | |
| 確 認 調 査 希 望 時 期 (収穫開始直前) | 令和6年8月20日頃 | 野菜で果菜類の場合は、収穫日数を記入して下さい。 |
| 栽 培 面 積 | 108 a | 野菜等で、年間2回転等させて栽培する場合は延べ栽培面積を記入して下さい。 |
| 生産者数(※個人の場合は不要) | | |
| 生産工程管理者 (※申請者と同一の場合は記入不要) | 氏 名 | (申請者と同一のため記入しない) |
| | 所 属 | 申請者以外が生産工程管理者である場合は記入して下さい。 |
| | 役 職 等 | |
| | 住 所 | |
| | 連 絡 先 | |

- 注1) 作型名は、きゅうりなど地域慣行基準における区分が作型により分類されている場合に、「半促成加温・無加温」、「ハウス雨よけ」、「ハウス抑制」、「露地」などを記載する。
 2) 認証を受けようとする区分は、認証区分である「50-50」又は「50-30」を記載する。
 3) 栽培期間は、果樹など永年作物にあっては前年の収穫終了後から本年の栽培の収穫までの期間を記載する。
 4) 収穫期間は、果菜類にあっては収穫日数を記載する。
 5) 栽培面積は、野菜など1つのほ場で複数回栽培する場合にあっては、延べ栽培面積を記載する。

(2) 生産ほ場及び生産計画

| 番号 | 生産者氏名 | 所在地 | 面積 (a) | 収穫予定量 (kg) | 品種名 |
|----|-------|------------|-----------|---------------|--------|
| 1 | 上田一郎 | 上田市大字〇〇123 | 15 | 7,500 | つがる |
| 2 | | 上田市大字〇〇126 | 9 | | 〃 |
| 3 | | 上田市大字〇〇129 | 15 | 5,000 | シノゴールド |
| 4 | | 上田市大字〇〇300 | 20 | 26,000 | ふじ |
| 5 | | 上田市大字〇〇450 | 12 | | 〃 |
| 6 | | 上田市大字〇〇555 | 8 | | 〃 |
| 7 | | 上田市大字〇〇777 | 29 | | 〃 |
| 合計 | 1人 | | 108 | | 38,500 |

「生産者氏名」は、法人申請
 にあつては、実際の栽培者を
 記入して下さい。

「所在地」は、ほ場単位に
 地番まで記入して下さい。
 (地図は添付不要)

品種により地域慣行基準
 が異なる場合は、正確に記
 入して下さい。(地域慣行
 基準に関係しない場合は、
 主な品種でも良い)

注1) 「所在地」欄は、ほ場単位に地番まで記入すること。

2) 「生産者氏名」欄は、法人申請にあつては、実際の栽培者、その他の申請にあつては、当該ほ場に
 係る権限をもつた農業者を記載すること。

3) 面積は、ほ場の実面積を記載する。

(3) 土づくり等の概要

ア 土づくりの概要

| | |
|-------------|----------|
| 直近の土壌診断実施年月 | 令和5年 12月 |
|-------------|----------|

土壌診断結果に基づく、
 土づくりの計画を必ず記
 入して下さい。

土壌診断結果に基づく土づくり計画

リン酸、カリウムが過剰となっているため、豚ふん堆肥(500kg/10a)を、牛ふん堆
 肥(500kg/10a)に変更する

土壌診断書を添付して下さい。
 ・申請ほ場のもの
 ・土壌診断は3年以内のもの。
**※養液栽培(いちご)については
 原水診断書を添付してください。**

**養液栽培の場合には、廃液及び廃培地
 の処理について記載する。**
 例) 廃液については、吸い戻し処理を行い、
 廃液の窒素濃度を下げてから、露地作
 物に施す。廃培地は廃棄物処理業者へ
 処理を依頼し、処分する。

注 2) 土壌診断は、3年以内であること。(申請時)

3) 本欄には、土づくりの考え方等を記載することとし、具体的な資材等については、(3)イ
 土壌改良材等その他資材の施用計画に記載すること

4) 養液栽培にあつては、原水診断に基づく養液調整を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の処理
 方法について記載すること。

堆肥等の有機質資材は、資材名（牛糞堆肥、豚糞堆肥等）、10a 当たり施用量等を記入して下さい。

イ 土壤改良材等その他資材の施用計画

単位：kg/10a、%

| 種類・名称 | 施用量 | 成分名及び成分量 | 備考 |
|------------------|-------|----------|----------------------|
| 牛ふん堆肥 トールフェスク | 1,000 | | 11月 ○○堆肥センター 樹間草生 |

土づくりの具体的な資材等について記入して下さい。
 ・レンゲ等前年度に緑肥作物を栽培した場合は、緑肥作物名、は種量等を記入
 ・水稲作の場合で、前年作の稲わらをすき込んだ場合は、施用量を記入
 ・果樹等で、草生栽培を実施している場合は、草種、は種時期等を記入
 ・深耕を実施する場合は、年度別深耕計画を記入

堆肥等の有機質資材は、施用時期、入手先等を記入して下さい。
 また、自家製造の場合は、製造方法（堆肥舎、スクープ式）、堆積期間等を記入して下さい。

記載する。
 ・記載する。また、深耕を実施する場合は、年度別深耕計

・農業者や作型等によって施用する肥料の種類・名称が異なる場合は、表を追加し、個別に記入してください。
 ・肥料の種類・名称は同じであっても、農業者や作型等によって施用量が異なる場合は、最も削減率が低い計画について記入してください。

(4) 肥料の施用計画

| 種類・名称 | 成分含有率 (%) | | | | 施用量 (kg/10a) | 成分量 (kg) | | | | 備考 |
|---|-----------|-----|-----|-----|------------------------------|----------|-----------------------|---------|---------|----------------|
| | N | | P | K | | 窒素 | | リン酸 | 加里 | |
| | 有機由来 | | | | | うち化学由来 | | | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ①/100*⑤ | (①-②)/100*⑤ | ③/100*⑤ | ④/100*⑤ | |
| ナタネ油粕 | 5.6 | 5.6 | 2.5 | 1.3 | 80 | 4.5 | 0 | 2.0 | 1.0 | |
| ○○果樹有機 | 8 | 3.2 | 6.0 | 6.0 | 100 | 8.0 | 4.8 | 6.0 | 6.0 | 補足事項を記入してください。 |
| 「種類・名称」欄は、窒素、リン酸、加里を含む、全肥料名を、硫安、BB286号等の一般的な名称で記入して下さい。 | | | | | 成分含有率 (%) (N-P-K) を記入してください。 | | | | | |
| 合計 (kg/10a) | | | | | 180 | 12.5 | a 4.8 | 8.0 | 7.0 | |
| 地区慣行施肥量(kg/10a) | | | | | | b 15 | | | | |
| 削減率 (%) | | | | | | | 100-(a/b)*100 68.0 | | | |

注1) 「種類・名称」欄は、窒素、リン酸、加里を含む、全肥料名を硫安、BB286号等の一般的な名称を記載すること。

2) くみあい肥料ガイドブック (JA全農長野編) に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。

- 3) 農業者や作型等によって施用する肥料の種類・名称が異なる場合は、表を追加し、個別に記載する。
 4) 施用する肥料の種類・名称が同一の場合で、農業者や作型等によってその施用量が異なる場合は、最も削減率が低いものについて記載する。

・収穫時期や品種等により複数の地区農薬使用回数がある場合は、**農薬使用の計画を分けて記入**して下さい。
 ・**農業者毎に農薬の使用計画が異なる場合**又は**気候や作型等により複数の農薬の使用計画が考えられる場合は、表を追加し、個別に記入**してください。

除外カウント(B)へは、**要綱第2条の別記2に該当する農薬の場合、成分数を記入**して下さい。

対象作物:りんご(中・晩生種)

| | | 使用農薬名 | 倍率 | 有効成分数 | 散布回数 | 成分カウント(A) | 除外カウント(B) | 除外カウント(C) | (D) |
|-----------------------------------|----------|---------------|------|-------|------|-----------|-----------|-----------|-----|
| ※下の【例1】参照 殺菌剤 | | ベフラン液剤25 | 1000 | 1 | 1 | 1 | | | 16 |
| | | トップジンM水和剤 | 1500 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | アトラコール顆粒水和剤 | 500 | 1 | 2 | 2 | | | |
| | | キノドー水和剤80 | 1500 | 1 | 2 | 2 | | 0 | |
| | | ストロビードライフロアブル | 3000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | ストライド顆粒水和剤 | 1500 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | アリエッティC水和剤 | 800 | 2 | 2 | 4 | | 2 | |
| | | 石灰硫黄合剤 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | | トップジンM水和剤 | 1500 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| りんご黒星病防除 | ベフラン液剤25 | 1000 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | | |
| 殺虫剤 | | フェニックス顆粒水和剤 | 4000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | 15 |
| | | ウララDF | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | デミリン水和剤 | 3000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | サイアノックス水和剤 | 1000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | MR. ジョーカー水和剤 | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | アルバリン顆粒水和剤 | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | ダントツ水溶剤 | 4000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | カネマイトフロアブル | 1000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | コロマイト乳剤 | 1000 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| 除草剤 | | | | | | 0 | 0 | | |
| 植調剤 | 落果防止 | ストップール液剤 | 1500 | | | | | | |
| | 摘花摘果 | 石灰硫黄合剤 | 100 | | | | | | |
| | | マイクロデナポン水和剤85 | 1200 | 1 | 2 | 2 | | 2 | |
| クレフン等 | クレフン | 80 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | | |
| 除草剤の倍率欄には10a当たりの使用量(希釈量)を記入して下さい。 | | | | | | 0 | 0 | | |
| 合計 | | | | | | 31 | 7 | 5 | 34 |

成分カウント(A)へは、**有効成分数×散布回数**を記入して下さい。

クレフン等炭酸カルシウム水和剤を使用した場合
 平成25年産認証から炭酸カルシウム水和剤を「カウント除外対象農薬」としたため、「慣行回数への付加カウント(C)」欄ではなく「除外カウント(B)」欄へカウント数を記入します。

| | |
|-----------------|-------|
| 農薬の使用回数(A)-(B) | 24 |
| 地区農薬使用回数(C)+(D) | 39 |
| 削減率 | 38.5% |

※「地区農薬使用回数」とは
 地域慣行基準の農薬使用回数に、複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)や、品目により植物生長調整剤、塗布剤等の地域慣行基準に加算できる農薬の使用回数を加算した、延べ農薬使用回数。

【例1】混合剤使用の場合

〈条件〉
 上田市でりんご(中・晩生種)を栽培し、アリエッティC水和剤を1回使用した場合
 〈カウントの仕方〉
 アリエッティC水和剤は、「キャプタン」と「ホセチル」の混合剤(殺菌+殺菌)であるため、地域慣行基準の農薬使用回数に「1」加算できます。この地域のりんご(中・晩生種)の地域慣行基準は「34」。
 よって、この場合の地区農薬使用回数は「34+1」となり、「35」となります。

【例2】塗布剤使用の場合

〈条件〉
 上記の例1の生産者が、更に、剪定時に切り口へ「トップジンMペースト」を塗布した場合
 〈カウントの仕方〉
 上記1により、既に地区農薬使用回数は「35」となっているが、更に塗布剤を使用しているため「35+1」となり、最終的な地区農薬使用回数は「36」となります。

複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)、品目により植物生長調整剤、塗布剤等「地域慣行基準」に加えるものに該当する場合は、その使用回数を記入します。

対象作物:りんご(早)

| | | 使用農薬名 | 倍率 | 有効成分数 | 散布回数 | 成分カウント(A) | 除外カウント(B) | 成分数の付加カウント(C) | 地域慣行農薬使用回数(D) |
|----------|--------|----------------|------|-------|------|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 殺菌剤 | | ベフラン液剤25 | 1000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | 14 |
| | | トップジンM水和剤 | 1500 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | アントラコール顆粒水和剤 | 500 | 1 | 2 | 2 | | 0 | |
| | | キノドー水和剤80 | 1500 | 1 | 2 | 2 | | 0 | |
| | | ストロビードライフフロアブル | 3000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | ストライド顆粒水和剤 | 1500 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | 石灰硫黄合剤 | 100 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| リンゴ黒星病防除 | ベフラン液剤 | | | | | | | | |
| 殺虫剤 | | フェニックス | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | 13 |
| | | ウララDF | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | デミリン水和剤 | 3000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | MR. ジョーカー水和剤 | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | アルバリン顆粒水和剤 | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | ダントツ水溶剤 | 4000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | カネマイトフロアブル | 1000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | ダニゲッターフロアブル | 2000 | 1 | 1 | 1 | | 0 | |
| | | コロマイト乳剤 | 1000 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | | | | | | | 0 | 0 | |
| 除草剤 | | | | | | | | | |
| 植調剤 | 落果防止 | ストップール液剤 | 1500 | | | | | | |
| | 摘花摘果 | 石灰硫黄合剤 | 100 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | |
| | | マイクロデナポン水和剤85 | 1200 | 1 | 2 | 2 | | 2 | |
| クレフノン等 | クレフノン | 80 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | | |
| | | | | | | 0 | | 0 | |
| 合計 | | | | | | 29 | 7 | 5 | 30 |

薬剤耐性リンゴ黒星病への対応として Qol 剤使用の際に作用機構が異なる殺菌剤を加用した場合、また、10月上旬の防除を実施した場合について、「リンゴ黒星病防除」に使用計画を記入し、それぞれ1剤を上限として除外カウント(B)欄に成分カウント数を記入します。

病害虫の発生状況など、計画段階でどちらの剤を使用するか決められない場合は、欄(セル)を結合し、2剤から1剤を選択できるように記入することも可能とします。

当該栽培に係る防除暦を添付して下さい。

| | |
|-----------------|-------|
| 農薬の使用回数(A)-(B) | 22 |
| 地区農薬使用回数(C)+(D) | 35 |
| 削減率 | 37.1% |

《別に定める農薬を含む混合剤を使用した場合のカウント方法》

(例)

- 1 ポリオキシンO水和剤
「ポリオキシン」と「有機銅」の混合剤のため、1剤をカウントする。
- 2 ブイグットアドマイヤースピノ箱粒剤
「スピノサド」と「イミダクロプリド」「チアジニル」の3剤の混合剤のため、「スピノサド」を除く2剤をカウントとする。

区分「50 - 30」の場合、
IPM 実践指標「記入表」を添付して下さい。
当該品目の当年生産について、計画を記入

イ その他耕種的防除法等病虫害防除対策

・乗用除草機による除草

発生予察体制の利用状況、ムシコンマルチ等の資材の利用、除草機械の利用等を記入して下さい。

注1) 記載する内容は、発生予察体制の利用状況、ムシコンマルチ等の資材の利用、除草機械の利用等を記載する。

3 流通・販売計画の内容

(1) 流通・販売の概要

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 認 証 予 定 生 産 量 | 38,500 kg (前年実績: 36,200 kg) |
| 認 証 品 目 販 売 予 定 数 量 | 30,000 kg (前年実績: 27,100 kg) |
| 販 売 予 定 期 間 | 令和6年9月1日 ~ 令和7年1月20日 |
| 主 な 販 売 方 法 | ① 直接販売 2 委託販売 3 市場出荷 4 その他 () |
| 主 な 販 売 先 | 〇〇生協、インターネット販売 |

主な販売先を記入して下さい。
(すべての販売先を記入する必要はありません。)

4 認証票の利用計画

| 認証票の利用方法 (該当項目に○ 複数選択可) | 制 作 枚 数 等 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 1. 農産物への直接貼付 | 枚 |
| 2. 容器包装類への貼付 | 枚 |
| ③ 容器包装類への印刷 | 3,000 枚 |
| 4. 表示しない | |
| ⑤ その他 (チラシ広告、直売所看板等、 具体的に記入) | 注文用の生協チラシ(10,000枚) ホームページへ掲載 |

【IPM 実践指標記入表 記載例】 * 品目ごとに該当する記入表を提出

| IPM実践指標(りんご) 記入表 <申請時の記載例> | | 令和5年産 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|-----------|-------------------|----------|-------------------------|---|------------------------|---|-------------------|---|------|---|----|--|--|
| 氏名(団体名): 上田 一朗 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体申請の場合: 目標が同一の場合は、団体1枚で良いが、 現地確認調査の際は生産者個々の記録表を準備する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理項目 | 管理ポイント | 点数 | チェック欄(注1) | | | 解説書の有無 | | | | | | | | | | |
| | | | 昨年度の実施状況 | 今年度の実施目標 | 今年度の実施状況 | | | | | | | | | | | |
| 【基礎項目】 全てのIPM実践者が取り組むべき基礎的な項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 開園 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園地立地条件の確認 | 園地周辺の放任園(樹)などが病害虫の重要な発生源となる危険性がある場合には、関係機関や関係者間の協議により放任園解消に取り組む。 | (1) | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| 健全な苗木の利用 | 根頭がんしゅ病や紋羽虫の発生がない健全な苗木を利用する。 | (1) | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| (2) 園地の管理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 間伐 | 適宜間伐等を行い適正な栽植密度とし、病害虫の発生環境をつくる。 | 1 | - | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 発生源の除去 | 病害虫の被害を受けた落葉・せん除した枝・枯れ枝などは、搬出するなど、適切に処分する。 | 1 | - | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 徒長枝、ひこばえなど、病害虫の増殖の温床になる部分は、病害虫発生時期を考慮して、随時除去する。(注2) | 1 | - | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 炭疽病及び赤星病対策として、果樹園及びその周辺から伝染源植物(ニセアカシア、カシグルミ、オニグルミ)及び中間宿主(ビャクシン類)を除去する。 | (1) | - | - | - | ○ | | | | | | | | | | |
| 粗皮削り | 胴腐らんの早期発見、越冬害虫(クワコナカイガラムシ、リンゴハダニなど)の除去のため、粗皮削りを実施する。 | (1) | - | 1 | | ○ | | | | | | | | | | |
| 【応用項目】 積極的なIPMの実践において取り組むべき項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防除要否の判断 | ほ場内を見回り、病害虫の発生を把握するとともに、気象予報などを考慮して防除の要否・時期を判断する。 | 2 | - | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 防除時期の判断 | フェロモントラップ、誘蛾灯、成虫発生量把握、防除時期を判断する。 | 1 | - | 0 | | ○ | | | | | | | | | | |
| 選択性農薬の使用 | 土着天敵や訪花昆虫を保護し、T剤、IGR剤、サムコル、フェニックス、ワックなどを使用する。 | (2) | - | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 天敵の利用 | ミヤコカブリダニなどの土着天敵に影響の少ない農薬を使用し、天敵を温存してナミハダニの発生を抑制する。(注5) | (2) | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| IPM指数を活用し、IPMの実践レベルを評価 | IPM指数=実施した管理ポイントの点数の合計÷当該年度の病害虫の発生状況などから対象となる管理ポイントの合計点数の合計×100 | 1・2 | - | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 病樹を治療 | 病樹を治療する。 | (1) | - | 1 | | ○ | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>IPM指数</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指数80以上 (実践レベルが高い)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>指数60以上80未満 (実践レベルはやや高い)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>指数40以上60未満 (実践レベルは中程度)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>指数40未満 (実践レベルは低い)</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> | | IPM指数 | 評価結果 | 指数80以上 (実践レベルが高い) | A | 指数60以上80未満 (実践レベルはやや高い) | B | 指数40以上60未満 (実践レベルは中程度) | C | 指数40未満 (実践レベルは低い) | D | 合計点数 | - | 23 | | |
| IPM指数 | 評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指数80以上 (実践レベルが高い) | A | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指数60以上80未満 (実践レベルはやや高い) | B | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指数40以上60未満 (実践レベルは中程度) | C | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指数40未満 (実践レベルは低い) | D | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 対象IPM計画 | - | 37 | | | | | | | | | | | | |
| | | 評価結果 | - | B | | | | | | | | | | | | |

【信州の環境にやさしい農産物認証申請後の流れ】

| 区 分 | 実施内容等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|-----------|---|---------------|-----------------|---|-----------------------|---|----------------------------|---|-----|---------------|---|------------------|-------------------|---|--------------------------|-----|-----------|---|-------|-------------------|---|-----|----------------|---|
| 申 請 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 様 式 別記第1号様式及び別記第1号様式の2 ■ 提出期限 令和6年1月5日（金）～令和6年1月26日（金） ■ 提 出 先 ほ場が所在する農業農村支援センター農業農村振興課 ■ 提出部数 1部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書類審査 | （一般財団法人 長野県農林研究財団） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 証 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認証予定日：令和6年3月中旬 ■ ほ場看板の設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栽培期間 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生産計画の変更 認証された生産計画の内容を変更したい、もしくは、変更が生じた場合は、信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届（別記第9号様式）を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出 <p>〈項目別変更届提出の有無等〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 65%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">必要(○) 不要(－) ※不可(×)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌改良 資材等</td> <td>資材の変更をしたい</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農薬 ・ 肥料</td> <td>申請した農薬(肥料)を使わない</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>申請した農薬(肥料)以外のものを使用したい</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>農薬・肥料が減るため(増えるため)認証区分を変えたい</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>団体・法人の代表者が変わる</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">栽培面積 ・ 生産者</td> <td>認証面積を増やしたい(減らしたい)</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>生産者を増やしたい(納めた審査料の範囲内に限る)</td> <td style="text-align: center;">要相談</td> </tr> <tr> <td>生産者を減らしたい</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>流通・販売</td> <td>主な販売方法、主な販売先を変えたい</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>認証票</td> <td>利用方法、制作枚数を変えたい</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※不可：「認証区分の変更」、「審査料の範囲を超える場合の生産者の増」は認められないため、変更届を提出されても受理することができません</p> | 項 目 | 内 容 | 必要(○) 不要(－) ※不可(×) | 土壌改良 資材等 | 資材の変更をしたい | ○ | 農薬 ・ 肥料 | 申請した農薬(肥料)を使わない | － | 申請した農薬(肥料)以外のものを使用したい | ○ | 農薬・肥料が減るため(増えるため)認証区分を変えたい | × | 代表者 | 団体・法人の代表者が変わる | － | 栽培面積 ・ 生産者 | 認証面積を増やしたい(減らしたい) | ○ | 生産者を増やしたい(納めた審査料の範囲内に限る) | 要相談 | 生産者を減らしたい | ○ | 流通・販売 | 主な販売方法、主な販売先を変えたい | － | 認証票 | 利用方法、制作枚数を変えたい | ○ |
| | 項 目 | 内 容 | 必要(○) 不要(－) ※不可(×) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 土壌改良 資材等 | 資材の変更をしたい | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農薬 ・ 肥料 | 申請した農薬(肥料)を使わない | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 申請した農薬(肥料)以外のものを使用したい | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農薬・肥料が減るため(増えるため)認証区分を変えたい | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 代表者 | 団体・法人の代表者が変わる | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 栽培面積 ・ 生産者 | 認証面積を増やしたい(減らしたい) | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産者を増やしたい(納めた審査料の範囲内に限る) | 要相談 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産者を減らしたい | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流通・販売 | 主な販売方法、主な販売先を変えたい | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認証票 | 利用方法、制作枚数を変えたい | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認証取り下げ（※認証農産物の生産を中止した場合） 信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書（別記第10号様式）を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認審査 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規に申請する場合又は継続だが生産計画や構成員等に変更がある場合 ・ 現地確認を、原則収穫前に（一財）長野県農林研究財団の審査員が実施 ■ 継続申請で生産計画や構成員などに変更がない場合 ・ 書面確認を、原則収穫前に（一財）長野県農林研究財団の審査員が実施 ■ どちらの場合でも肥料・農薬の使用状況等を確認できる資料を審査員へ提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収穫・出荷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認証期間終了後30日以内に、信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書（別記第11号様式）を提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

信州の環境にやさしい農産物認証審査手数料一覧

一般財団法人 長野県農林研究財団

(令和6年産農産物)

| 申請者(生産者数) | 審査手数料 |
|--------------|---------|
| 個人(1名) | 5,000円 |
| 集団(3～5名) | 8,000円 |
| 集団(6～10名) | 13,500円 |
| 集団(11～20名) | 18,000円 |
| 集団(21～50名) | 30,000円 |
| 集団(51～100名) | 45,000円 |
| 集団(101～200名) | 60,000円 |
| 集団(201名～) | 80,000円 |

(消費税込み)

- 注) 1 振込手数料は、申請者の負担となります。
2 審査結果にかかわらず、審査手数料は返還いたしません。
3 審査途中で取り下げられた場合は、審査手数料は返還いたしません。
4 ATMを利用する場合に「長野県信連 本店」と検索しても表示されないときは、金融機関の窓口にお問い合わせください。ATMにより取扱いが行われていない場合があります。

審査手数料振込先

取引銀行：長野県信連 本店

口座区分：普通

口座番号：0252751

口座名義：いっぽんざいだんほうじん 一般財団法人 ながのけんのうりんけんきゅうざいだん 長野県農林研究財団

※ 確認の都合上、振込者名は申請者名と同一として下さい。

【参考 認定者が印刷業者等へのラベル作成依頼する場合】

認証ラベル等は、認証取得者個々の負担で準備することになります。
印刷業者へ作成依頼する際の方法を以下のとおり紹介します。

- ① 業者を選定し、認証票の様式（要領別記第4号様式）を示し、可否を確認
- ② シンボルマークのデータを農業農村支援センターから入手し、業者へ提供
- ③ 認証番号を告げ、「50」または「30」の記載及び長野県認証 No.〇〇-〇〇〇〇以下、説明文を確認する。
- ④ カラー印刷または白黒印刷を確認し、カラー印刷の場合は、色の確認を行う
 - ・ 特色の場合 濃い緑：DIC250 薄い緑：DIC60
 - ・ CMYK4色印刷の場合 濃い緑：C100 M30 Y80 K0 薄い緑：C35 M0 Y80 K0
- ⑤ 農産物に合わせて大きさ（サイズ）を指定する
- ⑥ 印刷するラベルの数を指定する

<仕様書（案）>

| 項目 | 指示内容 |
|------------------------------|---|
| シンボルマーク印刷 | 県認証シンボルマークのラベル（シール）印刷 |
| シンボルマーク | 信州の環境にやさしい農産物認証 実施要領別紙第4号のマーク * データでの提供可（JPG画像） |
| 認証番号及び説明文 | マークの近傍に記載 |
| 印刷色 | カラー印刷 シンボルマークは指定された色を使用する |
| 大きさ（タテ×ヨコ） | 4 cm × 3 cm |
| 数量 | 5, 000枚 |
| ラベルイメージ <シンボルマーク及び説明文（例）> |  <p>50</p> <p>長野県認証 No. 50-〇〇〇〇〇〇 化学肥料の使用量、農薬の使用回数を 50%以上削減して栽培しました。</p> |

